

2023年10月13日

独占禁止法違反事件に関する再発防止策（骨子）について

本年2月、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における各テストイベント計画立案等業務委託契約等に関し、当社および当社の元役員1名は、独占禁止法違反（不当な取引制限）の疑いがあるとして、公正取引委員会から告発され、東京地方検察庁より起訴されました。

当社は今回の事態を厳粛に受け止め、直後から再発防止とコンプライアンスの徹底に取り組むために、独占禁止法を専門とする弁護士の助言を得ながら再発防止策を実施してまいりました。加えて、第三者の立場であり、当社と利害関係を有しない外部専門家の弁護士3名で構成された「コンプライアンス独立検証委員会」を設置し、当社の実施する再発防止策について、検証および助言をお願いし、再発防止策の見直しを進めてまいりました。

今般、当社取締役会において、同委員会からの助言を踏まえた再発防止策（骨子）を決定いたしましたので、その内容をお知らせいたします。

- 【別紙1】 独占禁止法違反事件に関する再発防止策（骨子）
- 【別紙2】 機構改革および取締役・執行役員の異動について

当社は、この再発防止策を着実に実行し、コンプライアンスの徹底を図り、さらなるコンプライアンス態勢の強化に向けた取り組みを重ねてまいります。

なお、本件に関する責任を重く受け止め、代表取締役社長執行役員ならびに起訴状記載期間当時の関係役員の申し出により、報酬を一部返上いたします。【別紙3】

以 上

この件に関するお問い合わせ先
株式会社東急エージェンシー
コーポレート本部コーポレートブランディング局広報部
Mail : kouhou@tokyu-agc.co.jp

【別紙1】

独占禁止法違反事件に関する再発防止策（骨子）

1. 代表取締役社長執行役員からのメッセージ発出

代表取締役社長執行役員として、経営の管理態勢による牽制機能の回復を図り、社内のコンプライアンスに関する意識を高め、実践的な理解を促進させていくことの強い意志を示すため、社内外に対し以下を基本とするメッセージを発出する。

- 1) すべての事業においてコンプライアンスを最重要課題と位置付けること。
- 2) 独占禁止法に対する理解を高め、独占禁止法違反リスクに応じた再発防止策を徹底すること。
- 3) 業務執行上、利益確保と法令遵守が両立しないときは躊躇なく法令遵守を選択することを求めること。

2. コンプライアンス態勢全般の強化

- 1) 「法務コンプライアンス責任者」（取締役）の設置
 - ・経営によるコンプライアンス管理態勢を強化する。
- 2) 「コンプライアンス会議」（会議体）の設置
 - ・経営による独占禁止法を含めたコンプライアンス全般のリスク対応方針を決定し、そのモニタリングを実施する。
 - ・外部専門人材を構成員に含め、新設する独占禁止法遵守委員会の活動状況モニタリングを実施し、定期的に取り締役に報告する。
- 3) 法務コンプライアンス部門の態勢強化
 - ・コンプライアンスに関する十分な知識・経験を備えた人材を増強する。

3. 独占禁止法違反事案の再発防止のための内部統制態勢の強化

- 1) 「独占禁止法遵守委員会」の設置
 - ・社長直轄の独占禁止法コンプライアンス専任の組織とし、独占禁止法違反行為を防止するためのコンプライアンスプログラムを策定・実施する。
 - ・議長を社長、副議長を法務コンプライアンス責任者とし、外部専門人材を含めた委員会の態勢を整備する。

4. 独占禁止法遵守のためのガバナンスの強化

- 1) 入札案件における社内ルールの制定
 - ・公共入札案件に対する独占禁止法遵守委員会による事前審査を実施する。
 - ・公共入札案件および民間事業者によるコンペ案件に対する独占禁止法遵守委員会による事後モニタリングを実施する。
- 2) 競合他社との接触に関する社内ルールの制定
 - ・競合他社との接触ルールの制定
 - 役員および従業員を対象に、競合他社との接触時における基本的な遵守事項、公共入札案件、民間事業者によるコンペ案件に関連する業務における競合他社との接触時の遵守事項および承認手続（競合他社との接触に関する届出制度を含む）の社内ルールを導入する。
 - ・業務の情報連絡におけるデバイスおよびSNSの使用ルールを明確にして徹底する。
- 3) 独占禁止法遵守の観点からの法務コンプライアンス部門および監査室による定期的な監査・モニタリング
 - ・従来の監査に加えて、独占禁止法の観点からの定期的な監査・モニタリングを実施する。
 - ・潜在的に独占禁止法の違反リスクが高いクライアントを担当する部門への重点的な監査やメールチェックを実施する。

- 4) 独占禁止法に関する相談窓口の設置
 - ・独占禁止法違反行為の発生リスク低減のため、独占禁止法遵守委員会内に関連会社を含め利用可能な相談窓口を設置する。
 - ・独占禁止法に関する高度な専門的知見を有する外部専門人材に相談できる態勢を整備する。
- 5) 内部通報制度の通報先に常勤監査役および外部弁護士の追加
- 6) 社内リーニエンシー制度の導入
不当な取引制限（カルテルや談合など）に関する独占禁止法違反行為など（「特定違反行為」）の実行者および関係者に自主申告を促し、当社として特定違反行為の早期発見を行い、早期にリスクを排除・低減するため、役員および従業員を対象に、特定違反行為を自主申告した場合には懲罰を減免できる制度を導入する。

5. 独占禁止法に関するコンプライアンスマニュアルの作成および配布

独占禁止法に関する基本的な知識の習得、独占禁止法関係法令の遵守に関する意識付けを行うため、独占禁止法の基本的な理解および違反が疑われる行為などの具体例をまとめたマニュアルを作成し、全役員および従業員に配布し、内容についての周知徹底を行う。

6. 独占禁止法に関する研修および指導

役員および従業員に対し、独占禁止法に関連した研修を定期的かつ継続的に実施するとともに、全従業員から「独占禁止法遵守」を加えた誓約書を改めて取得する。

7. 社内規程などの整備および明確化

役員および従業員に独占禁止法の遵守の意識を向上させるために、社内規程の改正および社内ルールの明確化を行う。

1) 社内規程の改正

役職を問わず独占禁止法違反行為が懲戒理由となること、また部下の行った独占禁止法違反行為が上司の指示でなかった場合でも上司は懲戒を免れないこと、上司の指示に従って部下が独占禁止法違反行為を行った場合でも部下は懲戒を免れないことを周知するとともに、関連する社内規程の見直しを行う。また、関連する規程に独占禁止法に関する記載を補完する。

2) 人事考課への反映

独占禁止法およびその遵守の重要性に関する理解度、並びに法令遵守に対する姿勢を人事考課に反映させることを明確化する。

以 上

【別紙2】 機構改革および取締役・執行役員の異動について

再発防止策の一環として、10月1日付にて機構改革および取締役・執行役員の異動を決定いたしました。

■機構改革（10月1日付）

1. 独占禁止法遵守委員会を新設する。

■取締役の異動（10月1日付）

氏名	新職	旧職
高坂 俊之	代表取締役 社長執行役員 経営戦略推進委員会 議長 <u>独占禁止法遵守委員会 議長</u>	代表取締役 社長執行役員 経営戦略推進委員会 議長
松本 智	取締役 常務執行役員 <u>法務コンプライアンス責任者</u> 経営戦略推進委員会 委員長 <u>独占禁止法遵守委員会 副議長</u> コーポレート本部 管掌	取締役 常務執行役員 経営戦略推進委員会 委員長 コーポレート本部 管掌

■執行役員の異動（10月1日付）

氏名	新職	旧職
金子 次郎	上席執行役員 <u>独占禁止法遵守委員会 委員長</u> コーポレート本部 本部長	上席執行役員 コーポレート本部 本部長

以上

【別紙 3】 役員報酬返上の内容

代表取締役社長執行役員 月額報酬の30%を3ヵ月

<起訴状記載期間当時の関係役員>

代表取締役会長 月額報酬の40%を3ヵ月

代表取締役社長執行役員 月額報酬の40%を3ヵ月

取締役執行役員
(2020推進室担当) 月額報酬の20%を3ヵ月

取締役執行役員
(コーポレート本部担当) 月額報酬の20%を3ヵ月

以 上